

集落周辺里山整備事業費交付金交付要綱

制定：令和2年6月16日付け林第306号

最終改正：令和6年5月28日付け林第176号

(交付の目的)

第1条 水資源のかん養、県土保全、緑の景観等すべての県民が等しく享受している安全・安心で心豊かな生活に不可欠な公益的機能を有する森林が県民共有の財産であるとの認識にたち、県民の生活に身近な集落周辺の荒廃森林を森林整備により再生させ、森林の公益的機能を回復させることで水を育む緑豊かな森や緑を次世代に引き継いでいく責務を果たすため、集落周辺里山整備事業費交付金（以下「交付金」という。）を交付することとし、その交付については、補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付金の対象)

第2条 交付の対象である事業の内容、交付金の額等は次に掲げるとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

(1) 交付対象者

一般社団法人島根県森林協会（以下「森林協会」という。）とする。

(2) 交付対象事業

集落周辺の里山を点検・診断し、荒廃森林の再生・保全に必要な里山整備計画を策定する経費及び里山の点検・診断により必要と判断された森林整備による荒廃森林の再生・保全活動に要する経費を森林協会が助成する事業とする。

(3) 交付対象経費等及び交付率

区分、対象とする経費等、交付の率は別表のとおりとする。

(交付金の交付申請)

第3条 森林協会が交付金の交付を受けようとするときは、規則第4条の規定により交付金交付申請書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

2 森林協会は、前項の交付申請書を提出するに当たって、当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額（交付金対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りではない。

(交付金の交付の条件)

第4条 交付金の交付にあたっては、次の条件を付すものとする。

- (1) 交付金交付の対象となる事業の内容、及び経費の配分、並びに配分された経費の額に対する交付金の額は、申請書に記載されたとおりとする。
- (2) 交付対象者は交付金等に係る法令、補助金等交付規則、交付要綱、実施要領その他関連通知に従わなければならない。

(交付金の変更交付申請)

第5条 森林協会が規則第9条第1項の規定により知事の承認を受けようとするときは、交付金変更交付申請書(様式第2号)を知事に提出しなければならない。ただし、別表に定める変更以外の軽微な変更についてはこの限りではない。

(交付金の概算払請求)

第6条 森林協会が概算払いにより交付金の交付を受けようとするときは、知事が別に定める期日までに交付金概算払請求書(様式第3号)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第7条 森林協会は、事業が完了したときは、規則第10条の規定により交付金実績報告書(様式第4号)を知事に提出しなければならない。

- 2 提出の時期は、事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は交付金の交付決定を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日とする。
- 3 第3条第2項ただし書により交付の申請をした場合は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、交付金事業の仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、仕入れに係る消費税等相当額報告書(様式第5号)により、これを交付金額から減額して報告しなければならない。

(書類の保管)

第8条 森林協会は、この事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに証拠書類を備え、交付金交付の決定を受けた年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年7月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和3年5月17日から施行する。

- 3 この要綱は、令和3年10月15日から施行する。
- 4 この要綱は、令和6年5月28日から施行する。

別 表

事業区分	対象とする経費等	交付の率	重要な変更
里山の点検・診断	集落周辺の里山を点検・診断し、手入れ不足・気象害・病虫害・鳥獣害などにより公益的機能の低下した荒廃森林の再生・保全に必要な里山整備計画を策定する経費	定 額 (知事が別に定める金額の範囲内とする)	区分ごとの交付対象経費の3割を超える増減
里山の再生・保全	里山整備計画により必要と判断された森林整備による荒廃森林の再生・保全に関する経費（不要木竹の伐採、伐採木の搬出、植栽、作業道開設、鳥獣被害対策など）		
事務費	上記の取組を行うために要する事務経費及び事業実施の調整に必要な経費		

様式第1号

番 号
令和 年 月 日

島根県知事 様

住所
一般社団法人島根県森林協会
代表者の職及び氏名

令和 年度集落周辺里山整備事業費交付金交付申請書
令和 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、交付金 円を
交付されたく申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容及び経費の配分

区 分	事業箇所	事業費	積算内訳
里山の点検・診断		円	
里山の再生・保全		円	
事務費	一式	円	
合 計		円	

3 事業完了予定年月日

令和 年 月 日

様式第2号

番 号
令和 年 月 日

島根県知事 様

住所
一般社団法人島根県森林協会
代表者の職及び氏名

令和 年度集落周辺里山整備事業費交付金変更交付申請書
令和 年 月 日付け 第 号で交付金の交付決定通知のあった事業につ
いて、下記のとおり変更したいので、承認されたく申請します。

記

1 変更の理由

2 事業の内容及び経費の配分

区 分	事業箇所	事業費	積算内訳
里山の点検・診断		円	
里山の再生・保全		円	
事務費	一式	円	
合 計		円	

注) 変更前(上段括弧書き)と変更後(下段裸書き)を二段書きとし、その内容が
対比できるよう記載すること。

3 事業完了予定年月日

令和 年 月 日

様式第3号

番 号
令和 年 月 日

島根県知事 様

住所
一般社団法人島根県森林協会
代表者の職及び氏名

令和 年度集落周辺里山整備事業費交付金概算払い請求書

令和 年 月 日付け 第 号で交付金の交付決定通知のあった交付金について、下記のとおり金 円を概算払により交付されたく請求します。

記

区 分	交付決定額 (A)	交付金			事業完了予定 年月日
		既受領額 (B)	今回請求額 (C)	差額 (A)-(B)-(C)	
里山の点 検・診断	円	円	円	円	
里山の再 生・保全				円	
事務費				円	
合 計				円	

島根県知事 様

住所
一般社団法人島根県森林協会
代表者の職及び氏名

令和 年度集落周辺里山整備事業費交付金実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり実績を報告します。

(なお、あわせて精算額金 円の交付を請求します。)

記

1 事業の実績

区 分	事業箇所	事業費	積算内訳
里山の点検・診断		円	
里山の再生・保全		円	
事務費	一式	円	
合 計		円	

2 事業完了年月日

令和 年 月 日

3 収支清算

区 分	予算額	精算額	差引増減額	備考
里山の点検・診断				
里山の再生・保全				
事務費				
合計				

4 交付金精算

区 分	交付決定額	精算交付金 額(A)	既受領金額 (B)	未受領額 (A)-(B)
里山の点検・診断				
里山の再生・保全				
事務費				
合計				

「集落周辺里山整備事業実施要領」第2の5に基づく助成金支出一覧(別紙6)、施行地一覧(別紙7)を添付すること

様式第5号

令和 年 月 日

島根県知事 様

住所
一般社団法人島根県森林協会
代表者の職及び氏名

令和 年度集落周辺里山整備事業費交付金
仕入れに係る消費税等相当額報告書

令和 年 月 日付け指令林第 号で交付決定のあったこの事業について、下記のとおり報告します。

記

- | | | | |
|---|--|---|---|
| 1 | 補助金交付規則第11条に基づく確定額
(令和 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 | 交付金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る
消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4 | 交付金返還相当額(3-2) | 金 | 円 |

(注) 3の金額の積算内訳等、参考となる資料を添付すること。